

香取市電子調達システム運用基準

香 取 市

平成28年4月 施行

目次

1. 総則	4
1-1 趣旨	
1-2 用語の意義	
2. 共通事項	5
2-1 電子入札システムについて	
2-2 電子入札システムの利用者について	
2-3 対象入札方式について	
2-4 対象入札案件について	
2-5 入札情報サービスについて	
2-6 入札参加資格申請システムについて	
2-7 電子調達システムに関する問い合わせについて	
2-8 電子調達システムの運用時間について	
3. 電子入札システム	7
3-1 ICカードの取扱いについて	7
3-1-1 利用者登録について	
3-1-2 利用者登録内容の変更について	
3-1-3 ICカードの名義人について	
3-1-4 ICカードの複数枚登録について	
3-1-5 ICカードの更新について	
3-1-6 ICカードの失効について	
3-1-7 入札参加中のICカードの取扱いについて	
3-1-8 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱いについて	
3-2 対象入札案件の取扱いについて	8
3-2-1 競争参加資格確認申請書の提出について	
3-2-2 競争参加資格確認申請書の提出後の辞退について	
3-2-3 入札参加申込締切日時を変更した場合について	
3-2-4 案件を変更した場合について	
3-2-5 案件を取り消した場合について	
3-3 競争参加資格確認申請書の添付資料の取扱いについて	9
3-3-1 必要書類の添付について	
3-3-2 郵送又は持参による必要書類の提出について	
3-3-3 必要書類の再提出について	
3-3-4 ファイルの圧縮形式について	
3-3-5 ウィルス対策について	
3-4 指名通知及び入札書の取扱いについて	10
3-4-1 指名通知について	
3-4-2 入札書の提出について	

3-4-3	入札書受付締切日時を変更した場合について	
3-4-4	入札書提出後の辞退について	
3-4-5	入札書未提出の取扱いについて	
3-5	見積内訳書の取扱いについて	-11
3-5-1	見積内訳書の添付について	
3-5-2	ファイルの圧縮形式について	
3-5-3	ウィルス対策について	
3-6	開札について	-11
3-6-1	開札方法について	
3-6-2	開札時の立会いについて	
3-6-3	落札者の決定について	
3-6-4	落札候補者の決定について	
3-6-5	くじになった場合の取扱いについて	
3-6-6	入札の保留について	
3-6-7	開札の延期について	
3-6-8	入札の取止めについて	
3-6-9	入札結果の公表について	
3-7	一般競争入札（事後審査型）について	-13
3-7-1	入札参加申請書類について	
3-7-2	資格確認について	
3-7-3	落札者の決定について	
3-8	一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式）について	-13
3-8-1	入札参加申請書類について	
3-8-2	技術資料について	
3-8-3	資格等の確認書類について	
3-8-4	低入札価格調査について	
3-8-5	落札者の決定について	
3-9	技術資料の取扱いについて	-14
3-9-1	技術資料の添付について	
3-9-2	技術資料の再提出について	
3-9-3	ファイルの圧縮形式について	
3-9-4	ウィルス対策について	
3-10	電子入札案件に紙入札業者として参加する場合について	-14
3-10-1	紙入札業者として参加を認める場合の条件について	
3-10-2	紙入札業者として参加する場合の取扱いについて	
3-10-3	紙入札業者における各書類の提出期間等及び提出場所について	
3-10-4	紙入札業者における入札書等の提出方法について	
3-10-5	紙入札業者における辞退について	
3-10-6	紙入札業者における入札書未提出の取扱いについて	
4.	入札情報サービス（P P I）	17

4-1	案件公表の範囲	
4-1-1	対象案件の範囲について	
4-1-2	入札情報サービスの提供情報について	
5.	入札参加資格申請システム	18
5-1	申請者の責任	
5-1-1	申請ID及びパスワードの管理について	
5-1-2	申請ID及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等について	
5-1-3	障害等により利用できなくなった場合について	
5-1-4	住所等に変更があった場合について	
5-2	申請・届出等の委任	
5-2-1	申請・届出等の第三者への委任について	
5-2-2	申請・届出等の委任による損害について	
5-3	個人情報の保護	
6.	システム障害等の取り扱い	19
6-1	発注機関のトラブル	
6-2	電子入札業者のトラブル	
6-2-1	入札参加申込前のトラブルについて	
6-2-2	入札参加途中のトラブルについて	
6-2-3	プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合について	
6-2-4	機器類（パソコン等）に障害が起こった場合について	
6-2-5	その他の場合について	
7.	不正行為等の取り扱い	21
7-1	ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて	
7-2	添付された書類にウィルス感染があった場合について	
8.	免責事項	22
8-1	電子調達システムの改修、運用の停止等について	
8-2	運用基準の変更について	
9.	その他	23
9-1	施行	
9-2	廃止	
様式1		24
様式2		25
様式3		26
様式4		27

1. 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、電子調達システムの適切かつ円滑な運用を図るため、関係法令、香取市財務規則（平成18年香取市規則第48号）及び香取市電子入札約款（平成20年香取市告示第165号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の意義

(1) 電子調達システム

香取市の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事中材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託並びに物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約に係る入札を処理するシステムで、「電子入札システム」、「入札情報サービス」及び「入札参加資格申請システム」をもって構成される。

電子調達システムは、千葉県、千葉県内の市町村及び一部事務組合が共同利用する「ちば電子調達システム」を利用するものとする。

(2) 入札参加資格者名簿

香取市入札参加資格者名簿をいう。

(3) 電子入札

電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。

(4) 紙入札

紙に記載した入札書及び見積内訳書等を使用し、その情報を電子入札システムへ入力して行う入開札事務をいう。

(5) 電子入札業者

電子入札の案件に対して、(7)に示すICカードを用いて電子入札に参加する業者をいう。

(6) 紙入札業者

電子入札の案件に対して、紙入札で参加する業者をいう。

(7) ICカード

インターネット等を利用した電子文書のやり取りで、成りすましや改ざんを防止するために使用されるもので、一般財団法人日本建設情報総合センターの電子入札コアシステムに対応した認証局（以下「認証局」という。）が発行した電子的な証明書を格納したカードをいう。

(8) 電子くじ

電子入札業者が入力した任意の3桁の数字(以下「くじ番号」という。なお、紙入札業者の場合は3-10-3による。)と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者又は落札候補者を決定する電子入札システムに備えられた「くじ引き」の機能をいう。

2. 共通事項

2-1 電子入札システムについて

電子入札システムは、入札手続き及びこれに関連する情報公表等をインターネット技術を利用して行うことにより、入開札事務における透明性の向上とコストの縮減を図るものである。

また、このシステムは、従来紙により行われてきた各業務を電子化することにより、入開札事務の簡素化・合理化を図るものである。

電子入札システムは、香取市が案件登録、入札参加資格、入札書等の受付確認及び通知、開札執行及び開札結果の通知等を行う「発注者機能」、電子入札業者が入札書提出等を行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」等から構成される。

2-2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、入札参加資格者名簿に登録され、認証局が発行したICカードを取得した者とする。

2-3 対象入札方式について

電子入札システムの対象入札は、次の入札方式とする。

- ① 一般競争入札（事前審査型）
- ② 一般競争入札（事後審査型）
- ③ 一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式）
- ④ 指名競争入札

2-4 対象入札案件について

この運用基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ香取市が公告又は指名する建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託並びに物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約に係る調達案件に適用する。

この運用基準を適用する入札にあっては、原則として入札に参加する者は全て電子入札を行うものとする（ただし、3-10の場合を除く。）。

2-5 入札情報サービスについて

入札情報サービスは、調達案件や入札結果等の入札に関する情報をインターネット上に公表するシステムである。その導入の目的は、案件閲覧に伴う物理的・時間的制約等の軽減による電子入札業者及び紙入札業者（以下「入札参加者」という。）における入札機会享受の平準化と、情報を市民に広く公表することで、電子入札における透明性の向上を図るものである。

2-6 入札参加資格申請システムについて

入札参加資格申請システムは、申請者がコンピュータとネットワーク（インターネット等）上で入札参加資格者名簿への登録を行うことにより、書類作成及び香取市への来庁等の負担軽減を図るものである。

2-7 電子調達システムに関する問い合わせについて

香取市は、電子調達システムを利用する者に対し、円滑に電子調達システムを運用するため、ちば電子調達システムサポートデスクを利用する。

ちば電子調達システムサポートデスクの受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

ただし、千葉県の日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除くものとする。

2-8 電子調達システムの運用時間について

電子調達システムの運用日は、原則として無休とし、運用時間は次のとおりとする。

電子入札システム	入札情報サービス	入札参加資格申請システム
午前8時～午後12時 (8:00 ~ 24:00)	午前零時～午後12時 (0:00 ~ 24:00)	午前8時～午後12時 (8:00 ~ 24:00)

ただし、システムメンテナンス等によりシステムを停止できるものとする。

その場合、ちば電子調達システムポータルサイトにおいて当該情報を公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3. 電子入札システム

3-1 ICカードの取扱いについて

3-1-1 利用者登録について

電子入札システムの利用者登録は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しくICカードを取得した場合に行うものとする。

利用者登録は、入札参加資格者名簿とICカードの情報が一致していなければならない。

3-1-2 利用者登録内容の変更について

利用者登録事項に、以下の変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

企業情報

- ① 電話番号
- ② FAX番号
- ③ 部署名

代表窓口情報及びICカード利用部署情報

- ① 連絡先名称（部署名）
- ② 連絡先郵便番号
- ③ 連絡先住所
- ④ 連絡先氏名
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ 連絡先FAX番号
- ⑦ 連絡先メールアドレス

3-1-3 ICカードの名義人について

ICカードの名義人（商号又は名称、住所を含む。以下同じ。）は、入札参加資格者名簿への登載を申請した代表者又は代理人（使用印鑑届兼委任状にある受任者とする。以下同じ。）とする。ただし、代理人は代表者のICカードを利用できるものとする。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続きを行うものとする。

3-1-4 ICカードの複数枚登録について

電子入札業者は、ICカードの喪失又は破損等に備えて、予備のICカードを購入し、あらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

3-1-5 ICカードの更新について

電子入札業者は、ICカードの有効期限切れが間近の場合、ICカードの更新を行うものとする。

また、ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。ただし、更新のための新規ICカードは、「ICカード企業名称」「ICカード取得者氏名」「ICカード取得者住所（ローマ字表記）」「所属組織の本店所在地」のカード登録内容のすべてが旧IC

カードと一致するものとする。

I Cカードの更新後、旧I Cカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

3-1-6 I Cカードの失効について

電子入札業者は、以下に示す事象が発生した場合、I Cカードが失効となるため、速やかに認証局へI Cカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

- ① 紛失・盗難
- ② 破損
- ③ 利用中止
- ④ I Cカードがロックした時（I Cカード用P I Nの誤入力）
- ⑤ 名義人となっている代表者を変更した時
- ⑥ 以下に示す、電子証明書情報を変更した時
 - ・ I Cカード企業名称
 - ・ I Cカード取得者氏名
 - ・ I Cカード取得者住所
 - ・ 所属組織の本店所在地
(登記事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ)
- ⑦ 利用者が退職した時

3-1-7 入札参加中のI Cカードの取扱いについて

電子入札業者は、競争参加資格確認申請書、技術資料及び入札書の提出又は指名通知書の受理から、開札手続きが終了するまでの間、同一のI Cカードを使用するものとし、その間、I Cカードの有効期限が切れることがないように注意するものとする。

3-1-8 特定建設工事共同企業体におけるI Cカードの取扱いについて

特定建設工事共同企業体用に使用できるI Cカードは、特定建設工事共同企業体の構成員の代表者（入札参加資格者名簿に登録されている者）又は代理人のI Cカードとする。

3-2 対象入札案件の取扱いについて

3-2-1 競争参加資格確認申請書の提出について

入札参加希望者は一般競争入札（事前審査型）の電子入札案件について、競争参加資格確認申請書を、公告した提出期間内に電子入札システムで提出しなければならない。

ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3-10の規定によるものとする。

3-2-2 競争参加資格確認申請書の提出後の辞退について

電子入札業者の都合により、競争参加資格確認申請書の提出後、入札書の提出前に入札を辞退する場合は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間に、電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退届を提出するものとする。

3-2-3 入札参加申込締切日時を変更した場合について

香取市の都合により入札参加申込締切日時を変更した場合、香取市ホームページ等において速やかに公表するため（ただし、指名競争入札の場合を除く。）、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-2-4 案件を変更した場合について

香取市の都合により、調達案件情報を修正した場合、香取市ホームページ等において速やかに公表するため（ただし、指名競争入札の場合を除く。）、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-2-5 案件を取り消した場合について

香取市の都合により、調達案件を取り消した場合、既に提出済みの競争参加資格確認申請書及び入札書等は無効とし、電子入札システムにより中止通知書を発行するとともに、香取市ホームページ等において速やかに公表するため（ただし、指名競争入札の場合を除く。）、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-3 競争参加資格確認申請書の添付資料の取扱いについて

3-3-1 必要書類の添付について

競争参加資格確認申請書の必要書類は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、そのファイル容量は3MB以内とする。

なお、添付するファイルのサイズが合計3MBを超える場合、又は別途指定がある場合は、郵送又は持参によって提出するものとする。

ただし、必要書類を郵送又は持参する場合、提出方法（郵送か持参の別）、書類の目録、提出年月日等を記載した「提出書類一覧表」（様式1）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとする。

3-3-2 郵送又は持参による必要書類の提出について

必要書類を郵送又は持参する場合は、電子入札システムの競争参加資格確認申請書受信確認通知を印刷したもの及び必要書類一式を香取市財政課へ提出するものとし、郵送に当たっては、封筒の表に件名及び入札日を朱書きして配達記録が残る書留郵便等を利用するものとする。

また、必要書類の提出は、特に指定がある場合を除き、電子入札システムでの提出期限と同一とし、提出期限内必着とする。

3-3-3 必要書類の再提出について

競争参加資格確認申請書等に添付した書類に誤り等があった場合、香取市から電子入札システムにより競争参加資格確認申請書受付票が発行されておらず、かつ参加申込締切日時までに香取市財政課に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得たものに限り、必要書類の再提出ができるものとする。

3-3-4 ファイルの圧縮形式について

ファイルを圧縮する場合の圧縮形式は、zip又はlzh形式に限定し、自己解凍形式（exe形式）は無効とする。

3-3-5 ウィルス対策について

電子入札業者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウィルス感染があった場合、香取市は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3-4 指名通知及び入札書の取扱いについて

3-4-1 指名通知について

指名競争入札に係る指名通知は、電子入札システムを利用して行うものとする。

ただし、電子入札システムで受理できない入札参加者に対しては、書面により通知するものとする。

3-4-2 入札書の提出について

入札参加者は、電子入札案件に係る入札書の提出は、電子入札システムで行わなければならない。ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3-10の規定によるものとする。

入札書の提出期限は、あらかじめ香取市が設定した入札書受付締切日時をもって、電子入札システムにより締切るものとする。

以降、香取市は、いかなる場合においても入札書を受けけないものとする。

入札書受付締切日は、入札書受付開始日の翌日以降とし、開札日は、入札書受付締切日の翌日を標準とする。

ただし、入札書受付締切日の翌日が香取市の休日（平成18年香取市条例第5号）に基づく市の休日（以下「市の休日」という。）の場合、開札日は市の休日の翌開庁日を標準とする。

3-4-3 入札書受付締切日時を変更した場合について

香取市の都合により入札書受付締切日時を変更する場合、電子入札システムにより電子入札業者に対し、日時変更通知書を発行するものとする。

電子入札業者は、電子入札システムにより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

紙入札業者に対しては、書面により通知するものとする。

また、香取市ホームページ等において速やかに公表するため（ただし、指名競争入札の場合を除く。）、入札参加者は、最新の情報に留意するものとする。

3-4-4 入札書提出後の辞退について

電子入札業者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合は、入札書受付締切日時までに辞退の理由を明記した辞退申請書を持参により香取市財政課へ提出するものとする。

3-4-5 入札書未提出の取扱いについて

電子入札業者が、入札書受付締切日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

3-5 見積内訳書の取扱いについて

3-5-1 見積内訳書の添付について

電子入札業者は、見積内訳書（香取市建設工事等の入札及び契約に関する事務取扱要綱（平成18年香取市訓令第44号）第7条第4項の規定により、見積内訳書の提出を要しない入札を除く。）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、そのファイル容量は3MB以内とする。

なお、見積内訳書の様式については、ダウンロードした設計図書等のフォルダに添付してあるものを使用するものとする。ダウンロードした様式でない場合、無効とする場合がある。

また、見積内訳書の再提出については認めない。

3-5-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルを圧縮する場合の圧縮形式は、zip又はlzh形式に限定し、自己解凍形式（exe形式）は無効とする。

3-5-3 ウィルス対策について

電子入札業者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウィルス感染があった場合、香取市は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3-6 開札について

3-6-1 開札方法について

香取市は、事前に設定した開札日時に、速やかに開札を行うものとする。

ただし、紙入札業者がいる場合は、入札執行職員が入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、電子入札システムにより入札書を一括開封するものとする。

3-6-2 開札時の立会いについて

電子入札業者は、開札に立ち会うことができるものとする（ただし、一般競争入札（事後審査型）及び一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式）を除く。）。立ち会いを希望する場合は、開札日前日（ただし、開札日前日が市の休日の場合、市の休日の前の開庁日。）の午後5時までに「電子入札開札立会申請書」（様式2）を香取市財政課へ提出するものとする。

3-6-3 落札者の決定について

香取市は、落札者が決定した場合、電子入札システムにより、電子入札業者全員に落札者決定通知書を発行するものとする。

電子入札業者は、電子入札システムにより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

紙入札業者に対しては、落札者となった場合にのみ、書面により通知するものとする。

3-6-4 落札候補者の決定について

香取市は、開札により落札候補者が決定した場合、落札決定を保留するものとする。この場合、電子入札システムにより、電子入札業者全員に保留通知書を発行するものとする。

電子入札業者は、電子入札システムにより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。

紙入札業者に対しては、書面により通知するものとする。

3-6-5 くじになった場合の取扱いについて

香取市は、落札又は落札候補となるべき入札参加者が2人以上あった場合、直ちに電子入札システムにおいて電子くじを実施し、落札者又は落札候補者の決定を行うものとする。

3-6-6 入札の保留について

香取市は、入札を保留する場合、電子入札システムにより、電子入札業者全員に保留通知書を発行するものとする。

電子入札業者は、電子入札システムにより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。

紙入札業者に対しては、書面により通知するものとする。

3-6-7 開札の延期について

香取市は、開札を延期する場合、電子入札システムにより、電子入札業者全員に日時変更通知書を発行するものとする。

電子入札業者は、電子入札システムにより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

紙入札業者に対しては、書面により通知するものとする。

3-6-8 入札の取止めについて

香取市は、入札不調等により入札を取止める場合、電子入札システムにより、電子入札業者全員に取止め通知書を発行するものとする。

電子入札業者は、電子入札システムにより速やかに取止め通知書の内容を確認するものとする。

紙入札業者に対しては、書面により通知するものとする。

3-6-9 入札結果の公表について

香取市は、入札情報サービスにより速やかに入札結果を参照できるようにするものとする。

3-7 一般競争入札（事後審査型）について

3-7-1 入札参加申請書類について

一般競争入札（事後審査型）に参加しようとする者については、3-2-1から3-2-3まで及び3-3の規定にかかわらず、入札前の競争参加資格確認申請書等の提出は要しないものとする。

3-7-2 資格確認について

開札後、3-6-4に規定する落札候補者の決定を行った後、落札候補者は公告した申請期限日までに一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書及び資格確認に必要な書類を、持参により香取市財政課へ提出しなければならない。

3-7-3 落札者の決定について

香取市が落札候補者の資格確認を行い、入札参加資格があると認めた場合は、当該落札候補者を落札者と決定し、3-6-3に規定する落札者の決定を行うものとする。

3-8 一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式）について

3-8-1 入札参加申請書類について

一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式）に参加しようとする者については、3-2-1から3-2-3まで及び3-3の規定にかかわらず、入札前の競争参加資格確認申請書等の提出は要しないものとする。

3-8-2 技術資料について

一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式）は、入札書提出前に電子入札システムにより技術資料を提出しなければならない。技術資料の提出期限は、入札書受付開始日時までとする。ただし、電子入札システム運用時間外である午前零時から午前8時までは除くものとする。

3-8-3 資格等の確認書類について

開札後、3-6-4に規定する落札候補者の決定を行った後、落札候補者は公告した申請期限日までに施工能力評価型総合評価方式参加資格確認申請書、総合評価確認資料提出書、資格確認及び総合評価確認に必要な書類を、持参により香取市財政課へ提出しなければならない。

香取市は、提出された書類を審査し、入札参加資格の確認及び技術的要件の評価を確定させる。

3-8-4 低入札価格調査について

落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格以上であった場合、香取市は契約の内容に適合した履行がされるか否かを判断するため、低入札価格調査を実施する。

当該入札価格で、履行されないおそれがあると認められた場合は失格となるが、履行されないおそれがないと認められた場合、落札者の決定を行うものとする。

3-8-5 落札者の決定について

香取市は、落札候補者が入札参加資格があると認められ、かつ、評価点合計が最も高い者であると認められた場合において、当該落札候補者の入札価格が調査基準価格以上であるとき又は低入札価格調査の結果、当該落札候補者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められたとき、その者を落札者として決定し、3-6-3に規定する落札者の決定を行うものとする。

なお、落札者となるべき要件を満たす者が2人以上あるときは、3-6-5に規定するくじを実施して落札者の決定を行うものとする。

3-9 技術資料の取扱いについて

3-9-1 技術資料の添付について

電子入札業者は、技術資料を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、そのファイル容量は10MB以内とする。

また、技術資料の様式については、ダウンロードした設計図書等のフォルダに添付してあるものを使用するものとする。ダウンロードした様式でない場合、無効とする場合がある。

3-9-2 技術資料の再提出について

添付した技術資料に誤り等がある場合は、技術資料提出期限までに電子入札システムにより再提出ができるものとする。

3-9-3 ファイルの圧縮形式について

ファイルを圧縮する場合の圧縮形式は、zip又はlzh形式に限定し、自己解凍形式(exe形式)は無効とする。

3-9-4 ウィルス対策について

電子入札業者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウィルス感染があった場合、香取市は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応(書類の提出方法等)について協議するものとする。

3-10 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合について

3-10-1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

香取市は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者として入札参加を認めるものとする。

- ① 電子入札業者が、ICカードの記載事項(名義人等)の変更によりICカード再発行の申請中の場合
- ② 電子入札業者が、ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合
- ③ 電子入札業者が、パソコン、インターネット環境等のシステム障害により、入札書受付締

切日時までに入札書が提出できない場合

- ④ 紙入札業者が、電子入札導入のためＩＣカード発行の申請中の場合
- ⑤ その他、香取市がやむを得ないと認めた場合

3-10-2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて

紙入札業者として入札に参加する場合、「紙入札方式参加届出書」（様式3）を次の日時までに香取市財政課へ提出するものとする。

- ・一般競争入札（事前審査型）の場合は入札参加申込締切日時まで
- ・一般競争入札（事後審査型）及び一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式）の場合は入札書受付締切日の公告に指定する時刻まで
- ・指名競争入札の場合は入札書受付締切日時まで

なお、電子入札業者として入札に参加したのち、前項の①、②、③又は⑤の理由により、電子入札システムを利用できなくなった場合、前記の提出期限までに「紙入札方式参加届出書」（様式3）を香取市財政課へ提出するものとする。

なお、「紙入札方式参加届出書」（様式3）を提出し、紙入札業者として入札に参加することとなった場合、その後、電子入札業者へ変更することは認めないものとする。

3-10-3 紙入札業者における各書類の提出期間等及び提出場所について

紙入札業者として入札に参加する場合の各書類の提出期間等及び提出場所については次のとおりとする。

- ・一般競争入札（事前審査型）に必要な一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料の提出期間及び提出場所は、電子入札業者と同一とする。ただし、3-2-1に規定する競争参加資格確認申請書の提出は要しないものとする。
- ・一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式）に必要な技術資料の提出期限及び提出場所は、入札書受付開始日の前日（ただし、入札書受付開始日前日が市の休日の場合、市の休日の前の開庁日。）午後5時までに、持参により香取市財政課へ提出するものとする。
- ・入札書等の提出日時及び提出場所は、開札日時に持参により香取市財政課へ提出するものとする。

なお、入札書には、くじ番号を記入すること。入札書に記載したくじ番号については入札執行職員が電子入札システムへ登録するものとする。入札書にくじ番号の記載がない場合は、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号をくじ番号とする。

3-10-4 紙入札業者における入札書等の提出方法について

紙入札業者として入札に参加する場合、入札書及び見積内訳書（香取市建設工事等の入札及び契約に関する事務取扱要綱（平成18年香取市訓令第44号）第7条第4項の規定により、見積内訳書の提出を要しない入札を除く。）を一つの封筒に入れ、持参により香取市財政課へ提出するものとする。

その際、誓約書及び委任状（ただし、委任状については代表者又は代理人が入札書等を持参できない場合のみ。）も併せて提出するものとする。

なお、紙入札業者は当該入札案件の立会者として、開札開始から終了まで立ち会うものとする。

ただし、一般競争入札（事後審査型）及び一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式）の場合は、除くものとする。

3-10-5 紙入札業者における辞退について

紙入札業者が、入札を辞退する場合は、開札日時までに「入札辞退届」（様式4）を香取市財政課へ提出するものとする。

3-10-6 紙入札業者における入札書未提出の取扱いについて

紙入札業者が、開札日時までに入札書又は「入札辞退届」（様式4）の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

4. 入札情報サービス（PPI）

4-1 公表の範囲

4-1-1 対象案件の範囲について

入札情報サービスへの公表対象案件は、香取市が発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事中材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託並びに物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約に係る電子入札の入札情報とする。

4-1-2 入札情報サービスの提供情報について

入札情報サービスを使用して提供する情報については、ちば電子調達システム受注者ポータルサイトで明示する。

5. 入札参加資格申請システム

5-1 申請者の責任

5-1-1 申請ID及びパスワードの管理について

申請者は、入札参加資格申請システムの利用の際に、申請ID及び本人が登録したパスワードについては自己の責任において厳重に管理し、パスワードについては定期的な変更により第三者への漏洩防止に努めることとする。

また、香取市は、厳重に管理された申請ID及びパスワードを用いて行われた申請・届出等について、本人あるいは代理人により行われたものとして処理する。

5-1-2 申請ID及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等について

申請者は、申請ID及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等が判明した場合は、速やかに香取市財政課に連絡する義務を負い、その指示に従うものとする。

5-1-3 障害等により利用できなくなった場合について

申請者は、入札参加資格申請システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかに香取市財政課に連絡する義務を負い、その指示に従うものとする。

5-1-4 住所等に変更があった場合について

申請者は、住所又は所在地、氏名、商号又は名称及びEメールアドレス等に変更があった場合は、速やかに香取市が定める所定の変更手続きを行うものとする。

5-2 申請・届出等の委任

5-2-1 申請・届出等の第三者への委任について

申請者が、香取市に対する申請・届出等を第三者に委任する場合、当該委任を受けて申請・届出等を行う者は、当該手続きに関する全権を委任されたものとする。

5-2-2 申請・届出等の委任による損害について

委任に係る申請者若しくは他の第三者が被った損害については、香取市は一切の責任を負わないものとする。

5-3 個人情報の保護

香取市は、申請者の個人情報について、個人情報保護関連法令及び香取市個人情報保護条例（平成18年香取市条例第16号）等に基づいた取り扱いを行い、個人情報の保護に努めるものとする。

また、申請者は、入札参加資格申請システムにおいて、他人のプライバシーの侵害をする行為をしてはならない。

6. システム障害等の取り扱い

6-1 発注機関のトラブル

香取市は、電子入札システム用サーバー又はネットワークなどに障害が発生し、入札事務が処理できないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入札事務の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、香取市は、状況に応じて香取市ホームページ、電子メール、電話又はFAX等の手段により入札参加者に連絡・公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

6-2 電子入札業者のトラブル

6-2-1 入札参加申込前のトラブルについて

電子入札業者は、入札参加申込前にICカードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

ICカードの再発行が間に合った場合又は予備のICカードが準備できている場合は、再発行後のICカード又は予備のICカードにより電子入札システムに参加するものとし、ICカードの再発行が間に合わなかった場合又は予備のICカードを準備できない場合は、速やかに3-10の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

6-2-2 入札参加途中のトラブルについて

電子入札業者は、入札参加途中にICカードを紛失又は破損した場合、予備のICカードが準備できている場合は、代替のICカードにより現在参加途中の電子入札案件に対して処理を継続して行うものとし、予備のICカードを準備できない場合は、速やかに3-10の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

また、電子入札業者は、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

6-2-3 プロバイダ障害、回線障害又は認証局障害の場合について

電子入札業者は、プロバイダ障害、回線障害又は認証局障害の場合、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない場合は、速やかに3-10の規定により電子入札業者から紙入札業者への移行手続きを行うものとする。

また、電子入札業者は電子入札参加前に、インターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

6-2-4 機器類（パソコン等）に障害が起こった場合について

電子入札業者は、機器類（パソコン等）に障害が起こった場合、購入した販売店又はメーカー等に電話等で連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時、又は、代替機器を準備できない場合は、速やかに3-10の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手

続きを行うものとする。

6-2-5 その他の場合について

電子入札業者は、上記以外の事象により電子入札に参加できなくなった場合、又は電子入札に関する質問等がある場合、ちば電子調達システムポータルサイトに掲載してある、「よくある質問」を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従うものとする。

また、前段により対応できない場合は、香取市財政課又はちば電子調達システムサポートデスクに電話連絡を行い、その指示に従い対応するものとする。

7. 不正行為等の取り扱い

7-1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

香取市は、電子入札業者がICカードを不正使用等した場合には、当該電子入札業者の指名を取り消すなど、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

なお、ICカードの不正使用等が判明した場合には、指名停止等の措置を行うことがある。

不正使用等した場合の例示

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合

7-2 添付された書類にウイルス感染があった場合について

3-3-5、3-5-3又は3-9-4の規定により、香取市が警告したにも関わらず有効な処置を講じず、再度ウイルスに感染した書類を添付した電子入札業者については、指名停止等の措置を行うことがある。

8. 免責事項

8-1 電子調達システムの改修、運用の停止等について

香取市は、必要があると認めるときは、電子調達システムの改修、運用の停止、中止、中断を予告なく行うことができることとする。この場合において発生した利用者の損害について、香取市は一切の責任を負わないものとする。

8-2 運用基準の変更について

香取市は、利用者への事前の通知を行うことなくこの運用基準を変更できるものとする。利用者は、利用の都度、運用基準を確認することとし、運用基準変更後に電子調達システムを利用した場合は、変更後の運用基準に同意したものとみなす。

9. その他

9-1 施行

この運用基準は、平成28年4月1日から施行する。

9-2 廃止

香取市電子入札システム試行運用基準（平成20年9月施行）は廃止する。

提出書類一覧表

年 月 日

香 取 市 長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者(受任者)職氏名

入札参加に必要な下記の書類について別途提出します。

記

1. 工事等名称 _____

2. 工事等箇所 _____

3. 提出書類名

(1) _____ ページ数: _____

(2) _____ ページ数: _____

(3) _____ ページ数: _____

(4) _____ ページ数: _____

(5) _____ ページ数: _____

4. 提出方法 (□にチェックを入れてください。)

郵 送

持 参

電子入札開札立会申請書

年 月 日

香 取 市 長 様

住 所 又 は 所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者(受任者)職氏名 ㊟

下記案件について、開札の立会いを希望します。

1. 工事等名称 _____

2. 工事等箇所 _____

3. 開 札 日 時 _____ 年 月 日 () 時 分 (予定)

4. 立会者氏名 _____ ㊟

発注者処理欄

入札書提出締切日時 : _____ 年 月 日 時 分

本申請書受付日時 : _____ 年 月 日 時 分

本申請書受付者職氏名 : 職名 _____ 氏名 _____

本申請書提出方法等 : 持 参 ・ 郵 送 ・ その他

特 記 事 項 : _____

紙入札方式参加届出書

年 月 日

香 取 市 長 様

住 所 又 は 所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者(受任者)職氏名 ㊟

下記案件について、香取市電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札方式による参加を届出します

記

1. 工事等名称 _____

2. 工事等箇所 _____

3. 電子入札システムに参加できない理由 (□にチェックを入れてください。)

ICカードの取得手続中

新規取得 記載事項変更のため再取得 失効・破損等による再取得

その他 (具体的に記入してください。)

様式4

(電子入札案件 紙入札業者用)

入 札 辞 退 届

工事等名称 _____

工事等箇所 _____

入札参加資格がある旨の確認

上記案件について 技術資料受付の確認を受けましたが、下記理由により入札参加を
指 名

辞退します。

年 月 日

香 取 市 長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者(受任者)職氏名 ㊟

入 札 辞 退 理 由

- 1 手持ち案件が多く、更に案件を受注することが困難である。
(向こう 箇月程度)
- 2 この案件を受注した場合、技術者等の確保が困難である。
- 3 作業員等の確保が困難である。
- 4 会社(個人企業の場合には個人)の都合による。
- 5 その他 ()

- 注
- 1 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
 - 2 辞退理由のうち、該当するものに○を付けてください。
 - 3 辞退理由1の場合には、受注困難である月数を記入してください。
 - 4 辞退理由5の場合には、簡潔に理由を記入してください。
 - 5 この届は、契約担当者に直接持参するか、又は郵送(開札予定日時までに到達するものに限る。)してください。
 - 6 入札を無断で辞退することがないように十分御留意ください。